AA_{16} ＝ 0.019
AA_{17} ＝ 0.017
AA_{18} ＝ 0.016
AA_{19} ＝ 0.016
AA_{20} ＝ 0.01597
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成11年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{11} ＝ 0.025
AC_{12} ＝ 0.035
AC_{13} ＝ 0.052
AC_{14} ＝ 0.026
AC_{15} ＝ 0.032
AC_{16} ＝ 0.032
AC_{17} ＝ 0.028
AC_{18} ＝ 0.027
AC_{19} ＝ 0.026
AC_{20} ＝ 0.02661
AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
AE_{21} ＝ 0.019
AE_{22} ＝ 0.019
AE_{23} ＝ 0.019

AA_{16} ＝ 0.019
AA_{17} ＝ 0.017
AA_{18} ＝ 0.016
AA_{19} ＝ 0.016
AA_{20} ＝ 0.019
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成10年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{10} ＝ 0.018
AC_{11} ＝ 0.024
AC_{12} ＝ 0.035
AC_{13} ＝ 0.053
AC_{14} ＝ 0.026
AC_{15} ＝ 0.032
AC_{16} ＝ 0.032
AC_{17} ＝ 0.028
AC_{18} ＝ 0.027
AC_{19} ＝ 0.026
AC_{20} ＝ 0.031
AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）
AE_{21} ＝ 0.019
AE_{22} ＝ 0.019
AE_{23} ＝ 0.019